

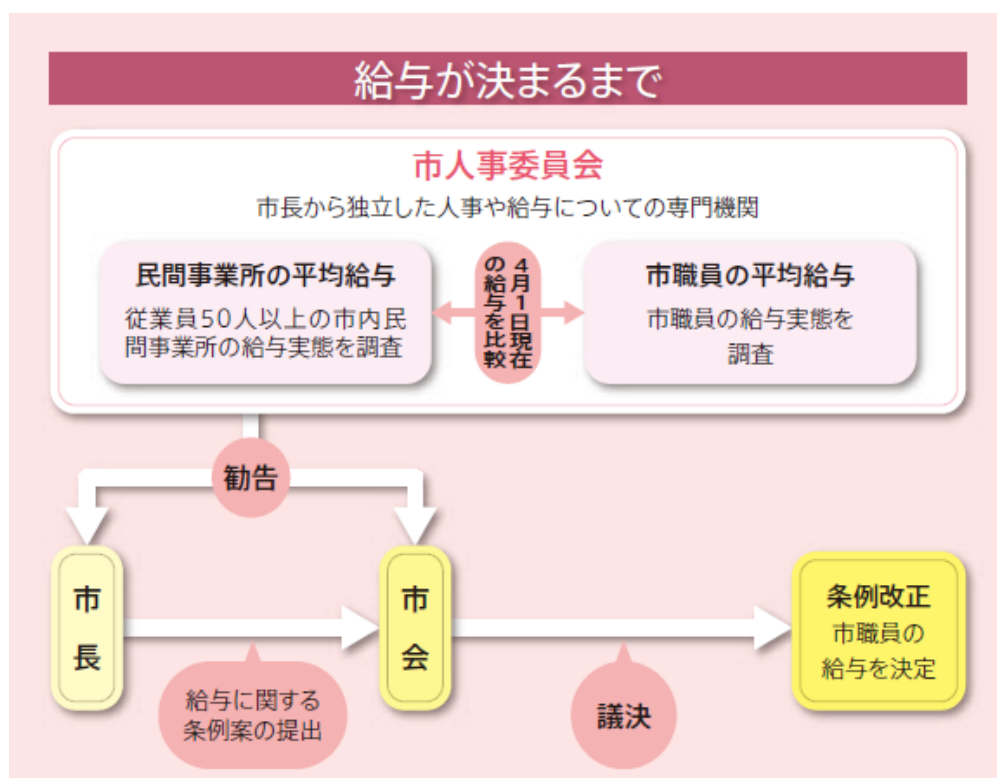
市職員の給与などの状況

目 次

○給与決定の仕組み	2
○給与や報酬の削減	3
○退職手当制度の見直し	5
○給与制度の見直し	5
○給与水準（ラスパイレス指数）	6
○職員数	7
○人件費（令和6年度普通会計決算）	7
○職員給与費（令和6年度普通会計決算）	7
○職員の初任給（令和7年4月1日現在）	8
○職員の平均給料月額など（令和7年4月1日現在）	8
○職員の手当（令和7年4月1日現在）	9
○職員の期末・勤勉手当（令和6年度）	10
○職員の退職手当（令和7年4月1日現在）	10
○市長・副市長の給料など	11
○市会議員の報酬など	11

➤ 給与決定の仕組み

一般の市職員の給与は、市人事委員会が市内の民間企業の給与を調査した上で行う勧告を基本に、国や他の地方公共団体の給与などを考慮して決まります。最終的には、市会の議決を経て条例で定めます。



＜参考＞市人事委員会勧告と給与改定実施状況

年度	月例給			特別給（ボーナス）		備考
	公民較差 （円）	勧告 （％）	改定実施 （％）	支給月数 （月）	前年度改定比 （月）	
R 2	（▲47）	（▲0.01）	－	4.45	▲ 0.05	勧告完全実施
R 3	（▲86）	（▲0.02）	－	4.30	▲ 0.15	勧告完全実施
R 4	853	0.22	0.22	4.40	0.10	勧告完全実施
R 5	3,694	0.93	0.93	4.50	0.10	勧告完全実施
R 6	11,015	2.72	2.72	4.60	0.10	勧告完全実施

（注 1） 公民較差＝民間給与－市職員給与

（注 2） 月例給の欄がカッコ書きの年度は改定を見送ることが適当とする勧告

➤ 給与や報酬の削減

～平成7年度からの取組み～

市長や副市長などの給料（平成7年度から平成9年度までの間と平成15年度から、市長20%、副市長15%）・期末手当（平成11年12月の期末手当から市長30%、副市長15%）、局部長級の管理職手当（平成7年3月から平成10年2月までの間と平成11年10月から、局長級15%、部長級10%）の削減を実施し、人件費の抑制に努めてきました。

～平成15年度から平成17年度までの取組み～

市では、震災以後の危機的な財政状況に対応するため、平成15年度から平成17年度の3年間、市長20%・助役（副市長）15%をはじめとして、局部長級8%・課長級6%・その他の職員で4%という全職員を対象とした給与削減等を行いました。また、市会議員についても報酬の減額を行うなど、全市を挙げて取り組みました。

～平成18年度からの取組み～

平成18年度以降も、市長や副市長などの給料・期末手当、局部長級の管理職手当の削減を継続し、人件費の抑制に努めました。（平成23年度から管理職手当を減額後の額をベースに本則化）

また、市長や副市長の退職手当について、平成24年3月に市長30%、副市長15%の削減を決定し、平成25年4月にはその削減率を市長35%、副市長20%に拡大しました。

～平成25年度における給与削減措置～

「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第4号）」により地方交付税が削減されました。それに伴う市民サービスの低下を回避するため、平成25年7月から平成26年3月までの間、市長や副市長などの給与・期末手当のさらなる削減や全職員を対象とした給与削減を実施しました。

<市長等の給与・期末手当の削減>

① 給料月額（地域手当を含む）

	削減率
市長	▲30%
副市長	▲25%
常勤監査委員	▲20%

② 期末手当

	削減率
市長	▲35%
副市長	▲20%
常勤監査委員	▲20%

<一般職員の給与削減>

次の給与について下記の率で削減を行う。

① 給料月額

	指定職	局長級・部長級	課長級	係長級・係員
削減率	▲10%	▲8%	▲6%	▲4%

② 管理職手当 ▲10%

③ 期末勤勉手当 ▲7%

<削減額（一般財源ベース）>

▲31億円

～現在の取組み～

令和4年3月に現任期に係る市長、副市長の退職手当について、市長40%、副市長20%の削減を決定しました。また、現在も市長、副市長の給料（市長20%、副市長15%）・期末手当（市長30%、副市長15%）の削減を継続しています。

➤ 退職手当制度の見直し

＜一般職員の退職手当の支給率の引下げ＞

平成30年度に支給率の引下げを行いました。また、令和5年度にも一部国を上回る支給率等について、国と同様の支給率等への見直しを行いました。

	最高限度	平均支給額	引下げ額
見直し前	49.59 月分	2,255 万円	—
平成 30 年 4 月 1 日以降	47.709 月分	2,180 万円	▲75 万円

(注) 見直し前は平成 29 年度決算の金額、平成 30 年 4 月 1 日以降は平成 30 年度決算の金額から、職員（定年退職等）1 人あたりの平均支給額を算出したものです。

➤ 給与制度の見直し

給与体系については、平成 19 年度に給与構造を見直し、年功序列を重視したものから、職務・職責を重視するものに移行しました。また、勤務成績をより給与に反映するための制度へ変更する取り組みも進めています。

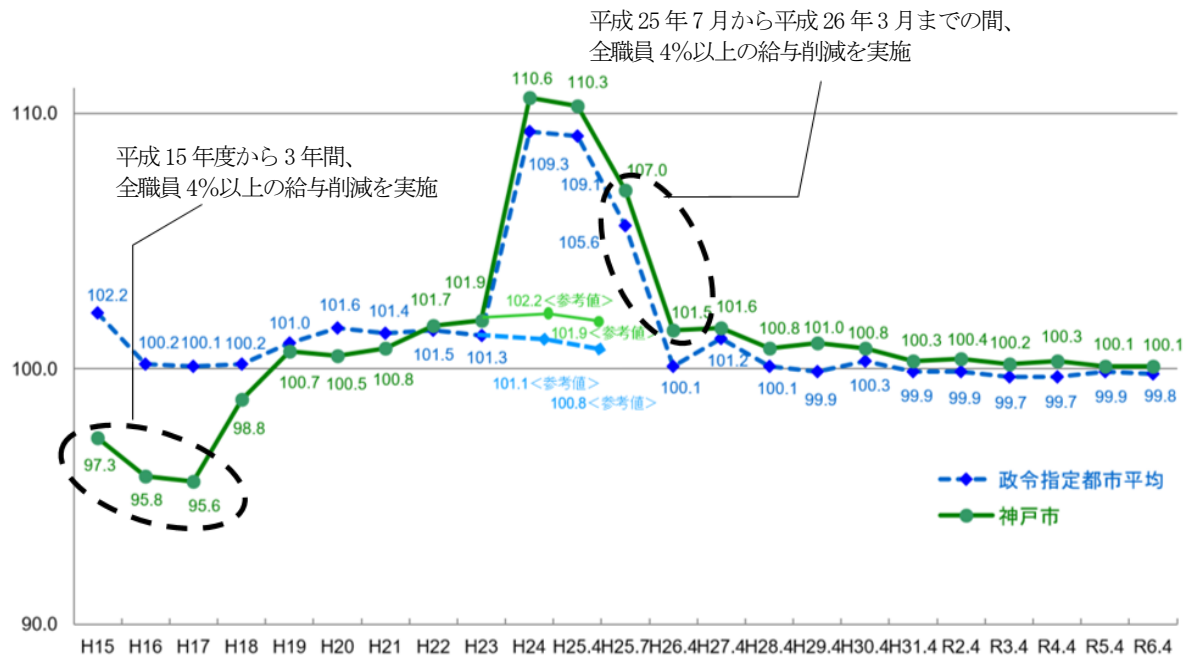
平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 1 日にかけては、「世代間の給与配分の見直し」及び「職務や勤務実績に応じた給与配分」の観点から、見直しを行いました。

さらに、令和 3 年 4 月 1 日からは「職員が能力を最大限に発揮できる環境づくり」と「これからの市政を担う将来有望な人材の確保」を目指して、頑張っている職員が真に報われる人事・給与制度改革を行い、より一層職務・職責を反映した給与体系の再構築に取り組んでいます。

➤ 給与水準（ラスパイレス指数）

ラスパイレス指数とは、国家公務員を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を表す指数です。本市の令和 6 年 4 月 1 日時点のラスパイレス指数は 100.1 で、政令指定都市 20 都市の中で 11 番目です。

※「参考値」は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。



政令指定都市のラスパイレス指数

< 令和 6 年 4 月 1 日時点 >

都 市 名	指数	順位
仙 台 市	102.3	1
岡 山 市	101.6	2
北 九 州 市	101.6	2
京 都 市	101.5	4
福 岡 市	101.2	5
さいたま市	101.1	6
静 岡 市	100.9	7
千 葉 市	100.5	8
堺 市	100.4	9
川 崎 市	100.2	10
神 戸 市	100.1	11
横 浜 市	100.0	12
横 浜 市	100.0	12
広 島 市	99.9	14
熊 本 市	99.8	15
札 幌 市	99.2	16
大 阪 市	99.0	17
名 古 屋 市	98.8	18
新 潟 市	98.4	19
相 模 原 市	98.2	20
平 均	99.8	

< 令和 5 年 4 月 1 日時点 >

都 市 名	指数	順位
仙 台 市	102.6	1
北 九 州 市	101.7	2
福 岡 市	101.7	2
静 岡 市	101.5	4
京 都 市	101.4	5
さいたま市	101.3	6
岡 山 市	101.1	7
千 葉 市	100.6	8
堺 市	100.3	9
川 崎 市	100.2	10
浜 松 市	100.1	11
神 戸 市	100.1	11
横 浜 市	100.0	13
広 島 市	99.9	14
熊 本 市	99.8	15
札 幌 市	99.4	16
新 潟 市	99.0	17
名 古 屋 市	98.8	18
大 阪 市	98.8	18
相 模 原 市	98.3	20
平 均	99.9	

兵庫県下自治体の指数(上位)

< 令和 6 年 4 月 1 日時点 >

自 治 体 名	指数
西 宮 市	101.0
芦 屋 市	103.5
姫 路 市	100.9
三 木 市	100.2
加 古 川 市	100.4
明 石 市	100.2
小 野 市	102.2
加 西 市	100.2
兵 庫 県	99.3

< 令和 5 年 4 月 1 日時点 >

自 治 体 名	指数
西 宮 市	101.5
芦 屋 市	101.5
姫 路 市	101.0
三 木 市	100.9
加 古 川 市	100.6
明 石 市	100.3
小 野 市	100.1
加 西 市	99.9
兵 庫 県	99.6

➤ 職員数

市は、震災後、行財政改善に取り組むため、平成7年12月に「行財政改善緊急3カ年計画」を策定し、その後も、平成11年度からは「新たな行財政改善の取組み」、平成16年度からは「行政経営方針」、平成23年度からは「行財政改革2015」に基づき、平成27年度までに外郭団体への派遣職員も含めた職員総定数7,190人の削減に取り組んできました。

また、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする「行財政改革2020」に基づき、今後限られた職員数で多様化する行政課題に取り組むため、効率的・効果的に業務を遂行するとともに、特に力を入れる事業に人員と財源を配分してきました。

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「行財政改革方針2025」においては、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足という避けがたい社会情勢を踏まえ、職員数750人の削減目標を設定し、機動的に環境変化に対応できるスリムな組織・職員体制を構築していきます。

➤ 人件費（令和6年度普通会計決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
9,845 億 8,770 万円	1,915 億 1,927 万円	19.4%

(注) 人件費とは、一般職員の給料や各種手当のほか、市長や議員などの特別職に支給される報酬、共済組合・社会保険料の負担金などの合計です。

➤ 職員給与費（令和6年度普通会計決算）

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末勤勉 手 当	計 (B)	
18,946 人	768 億 4,816 万円	237 億 1,879 万円	349 億 8,863 万円	1,355 億 5,558 万円	716 万円

(注1) 給与費とは、一般職員の給与総額から退職手当を除いたものです。

(注2) 職員数については令和6年4月1日現在の人数です。また、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含んでいません。

(注3) 給与費については、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

➤ 職員の初任給（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		神戸市		【参考】国	
		地域手当含む	地域手当除く	地域手当含む (東京都特別区内)	地域手当除く
一 般 行政職	大学卒	251,888 円	224,900 円	総合職 276,000 円 一般職 264,000 円	総合職 230,000 円 一般職 220,000 円
	高校卒	212,688 円	189,900 円	一般職 225,600 円	一般職 188,000 円

(注) 上記のほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

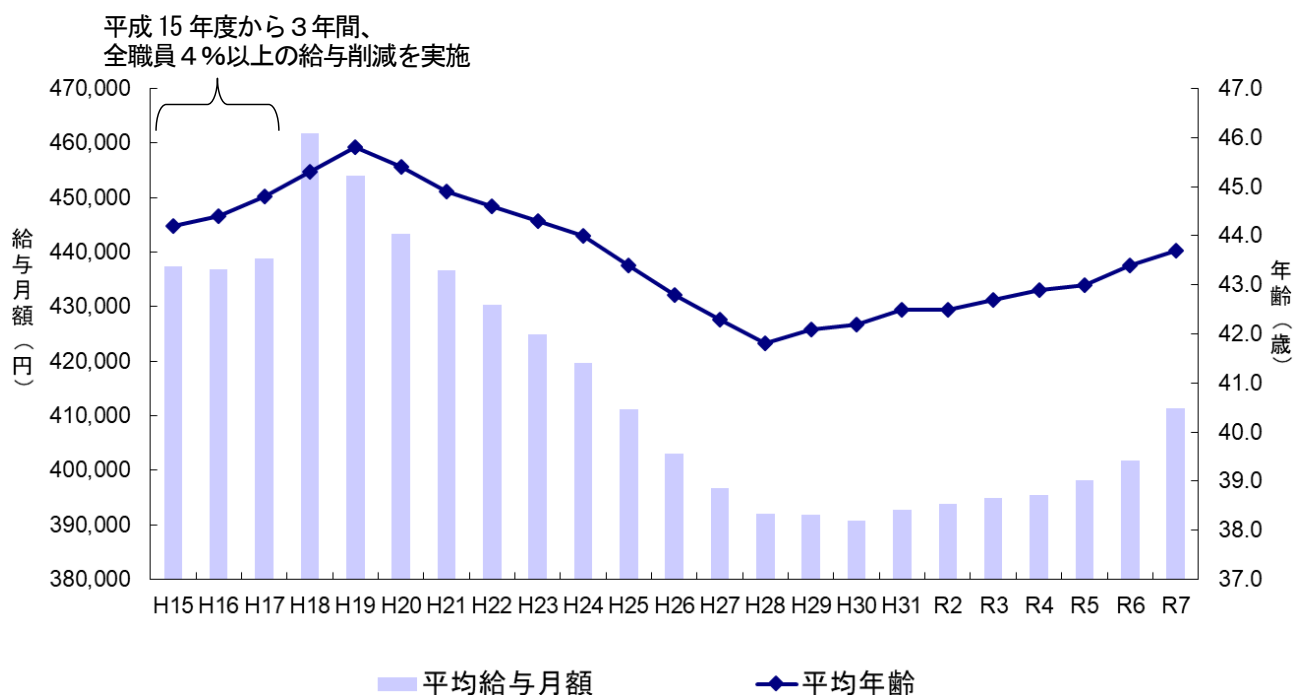
➤ 職員の平均給料月額など（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	平 均 年 齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額
一般行政職	43 歳 7 月	340,991 円	411,356 円
労務職	52 歳 8 月	334,758 円	391,290 円

(注 1) 平均給料月額には、管理監督職勤務上限年齢調整額を含みます。

(注 2) 平均給与月額とは、給料月額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当の合計です。

平均給与月額の推移（一般行政職）



➤ 職員の手当（令和7年4月1日現在）

区 分	内 容	平均支給月額
扶養手当	主として職員の扶養を受けている扶養親族のある者に支給 ・配偶者 3,000 円 ・子 13,500 円 ・父母等 6,500 円 〔 16～22 歳の子がいる場合 子 1 人につき 5,000 円を加算 〕	8,338 円
地域手当	給料・扶養手当などの合計額の 12%を支給 〔 ・東京都特別区内に勤務する者は 20% ・医師、歯科医師は 16% 〕	42,473 円
住居手当	住居費用を負担している者（世帯主）に支給 持家等 ・市内居住者 4,000 円 ・市内居住者 14,000 円 （要件該当空き家居住の場合） ・市外居住者 なし 借家又は借間 ・市内居住者 19,000 円 ・市内居住者 34,000 円 （要件該当空き家居住の場合） ・市外居住者 15,000 円	5,093 円
通勤手当	通勤のためバス・電車などの交通機関および自動車などの交通用具を利用する者に支給 ・交通機関利用者 運賃相当額（150,000 円を限度） ・交通用具利用者 4,400 円～31,600 円	12,140 円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した者に支給	22,823 円
特殊勤務手当	危険・不快など特殊な条件で勤務した者に支給 〔 高所作業手当、ケースワーク業務手当など 31 手当 〕	4,207 円
管理職手当	管理または監督の地位にある者に対して、職務・職責に応じて支給 ・局長級 130,000 円～150,000 円 ・部長級 107,000 円～117,000 円 ・課長級 89,000 円 ・学校長、教頭等 65,100 円～107,000 円	6,389 円

（注 1）平均支給月額は、令和 6 年度決算の金額から、職員 1 人あたりの平均支給月額を算出したものです。

（注 2）時間外勤務手当の金額には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

➤ 職員の期末・勤勉手当（令和6年度）

期末・勤勉手当とは、民間企業のボーナスにあたるものです。期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。

区 分		期末手当	勤勉手当	計
部長級以上	令和6年6月期	1.025 月分	1.225 月分	2.25 月分
	令和6年12月期	1.075 月分	1.275 月分	2.35 月分
	年間の計	2.10 月分	2.50 月分	4.60 月分
課長級以下	令和6年6月期	1.225 月分	1.025 月分	2.25 月分
	令和6年12月期	1.275 月分	1.075 月分	2.35 月分
	年間の計	2.50 月分	2.10 月分	4.60 月分
職員1人あたり平均支給額（令和6年度）				189 万円

（注）人事評価結果を勤勉手当に反映させています。

➤ 職員の退職手当（令和7年4月1日現在）

退職手当は、退職時に支給される一時金であり、退職時の給料月額に退職事由（自己都合、定年など）や勤続期間に応じた支給率（月数）を乗じ、職責に応じた加算を行ったうえで算出しています。

区 分	神戸市	【参考】国
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
職員1人あたり平均支給額 （令和6年度）	自己都合退職 356 万円 定年等退職 2,128 万円	—

➤ 市長・副市長の給料など

区 分	給料月額 (令和 7 年 4 月 1 日現在)	期末手当 (令和 6 年度)		1 期の退職手当
市 長	1, 128, 000 円 (1, 410, 000 円)	令和 6 年 6 月期	2. 225 月分	25, 176, 960 円 (41, 961, 600 円)
副市長	943, 500 円 (1, 110, 000 円)	令和 6 年 12 月期	2. 325 月分	21, 312, 000 円
		年間の計	4. 55 月分	(26, 640, 000 円)

(注 1) 市長及び副市長の給料については、平成 15 年 4 月より市長 20%、副市長 15%減額して支給しています。() 内は、減額措置を行う前の金額です。

(注 2) 期末手当については、平成 11 年 12 月期以降、市長 30%、副市長 15%減額しています。

(注 3) 現任期に係る退職手当については、市長 40%、副市長 20%の減額措置を行っています。

(注 4) 退職手当の () 内は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年=48 月) 務めた場合における、減額措置を行う前の見込額です。

➤ 市会議員の報酬など

区 分	議員報酬月額 (令和 7 年 4 月 1 日現在)	期末手当 (令和 6 年度)	
議 長	1, 140, 000 円	令和 6 年 6 月期 令和 6 年 12 月期 年間の計	2. 225 月分 2. 325 月分 4. 55 月分
副議長	1, 040, 000 円		
議 員	930, 000 円		